

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成19年 5月18日

近畿地方整備局
近畿技術事務所長 山本 剛

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下、入契法）により、入札及び契約にかかる技術審査を適正に行うため、近畿地方整備局発注工事（本官工事及び分任官工事）総合評価方式の入札時VE技術審査委員会等の評価結果を整理し、技術審査に用いる評価基準基礎資料の作成を行うことから、業務内容やデータの取り扱いには厳格な守秘とともに、幅広い技術力を有し、特定の企業と関係しない公平・中立な立場が求められる。

本業務を適正に実施するにあたっては、工事の施工方法や施工計画、工事積算などの専門的知識を有し、発注者の立場としての審査基準を熟知していること、また、積算・設計等に関する基準書の取りまとめを行う技術力を有し、取りまとめの実績を有していることが求められることから、(社)近畿建設協会（以下、「特定公益法人等」という）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 平成19年度近畿技術事務所技術審査支援業務
- (2) 業務内容 近畿地方整備局発注工事（本官工事及び分任官工事）総合評価方式の入札時VE技術審査委員会等の評価結果を整理し、技術審査に用いる評価基準基礎資料の作成を行う。
- (3) 履行期限 平成20年3月19日（水）

3. 業務目的

本業務については、入契法により、入札及び契約にかかる技術審査を適正に行うため、技術審査に用いる評価基準基礎資料の作成を行うことを目的としている。

4. 応募要件

a. 参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 近畿地方整備局（港湾空港関係除く。）における平成19・20年度土木関係建設コン

サルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③ 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

入札参加希望者から提出される技術提案書等の取りまとめには、工事の施工方法や施工計画、工事積算などの専門的知識を有し、発注者の立場としての審査基準に熟知していること。

また、積算・設計等に関する基準書の取りまとめを行う技術力を有し、取りまとめの実績を有していること。

3) 中立性・公平性に関する要件

国土交通省が発注する公共工事の受注実績又は、受注希望がある企業との資本・人的関係がなく、公平性・中立性が確保できること。

4) 守秘性に関する要件

- ・ 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。
- ・ 守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的実施していること。

5) 業務執行体制に関する要件

大阪府内に本・支社(店)または営業所があること。

6) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

- ・ 同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局が発注した技術審査資料作成の補助業務
- ・ 類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した技術審査資料作成の補助業務

7) その他必要と認める要件

災害等に本業務に関連する緊急的な業務に対し、迅速かつ確実に応援態勢がとれること。

b. 配置予定管理技術者に対する資格要件及び業務実績等は以下のとおりとする。

1) 資格要件

配置予定管理技術者は、以下のいずれかの資格保有者であること。

- ア) 技術士（建設部門）の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。
- イ) 1級土木施工管理技士の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者。
- ウ) 国土交通省又は地方公共団体において管理職の職階にあった者で技術士（建設部門）の資格、又は1級土木施工管理技士の資格を取得している者。
- エ) 国土交通省又は地方公共団体において管理職の職階にあった者で、土木請負工事・調査の設計・監督検査・管理の経験が通算20年以上あり、そのうち統括管理を2年以上経験した者。

2) 業務実績

下記に示される同種又は類似業務について、1件以上の受注実績を有している者。

- ・ 同種業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局が発注した技術審査資料作成の補助業務
- ・ 類似業務：平成14年度以降に元請けで受注し完了した近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した技術審査資料作成の補助業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒573-0166 大阪府枚方市山田池北町11番1号
国土交通省近畿地方整備局 近畿技術事務所 経理課
TEL : 072-856-1941 (代) FAX : 072-868-5604

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- 1) 交付期間：平成19年5月18日から平成19年6月6日まで（土、日曜日および祭日は除く。交付時間は9時00分から16時00分まで）
- 2) 交付場所：(1)に同じ。
- 3) 交付方法：手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

- 1) 提出期限：平成19年6月7日16時00分
- 2) 提出場所：(1)に同じ。
- 3) 提出方法：持参によるものとする。郵送、電送及びその他の方法によるものは認めない。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：
平成19年6月25日 16:00
- (4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。

以 上